

令和2年度 滋賀県子育て支援員研修 開催要項

1. 研修の目的

全国共通の地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する方に対し、厚生労働省が定める「子育て支援員研修実施要綱」に基づき多様な子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を習得するための研修を実施し、これらの支援の担い手となる子育て支援員の資質の確保を図ることを目的とします。

2. 実施主体

滋賀県（委託先：公益財団法人 総合健康推進財団）

3. 研修内容

この研修は、次のアおよびイに掲げる研修とします。

ア 基本研修

- (1) 子育て支援員として、最低限度必要とされる子育て支援に関する基礎的な知識・原理・技術・倫理などを習得するものとし、子育て支援員としての役割や子どもへの関わり方等を理解するとともに、子育て支援員としての自覚を持つことを目的とします。
- (2) 以下に掲げる方については、希望により基本研修の受講の免除が可能となります。申込書に免除希望の有無を記入してください。併せて、当該資格の免許証等の写しをご提出（氏名変更等により免許証等の氏名と異なっている方は、戸籍抄本（写しで可）を同封）してください。なお、③に該当する場合、各施設から日々子どもと関わる業務に携わっていることを証する書類（様式1）の交付を受けたものをご提出ください。
 - ①保育士
 - ②社会福祉士
 - ③その他国家資格（幼稚園教諭、看護師）を有し、かつ日々子どもと関わる業務（保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなど）に携わっている方。

イ 専門研修

- (1) アの基本研修を修了した人が、子育て支援員として、子育て支援分野の各事業等に従事するために必要な子どもの年齢や発達、特性等に応じた分野毎の専門的な知識・原理・技術・倫理などの習得を行うことを目的とします。
- (2) 専門研修は、下記のコースについて開催します。
 - ①地域保育コース 地域型保育（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業）
 - ②地域保育コース 一時預かり事業
 - ③地域保育コース ファミリー・サポート・センター事業
 - ④地域子育て支援コース 利用者支援事業 基本型
 - ⑤地域子育て支援コース 利用者支援事業 特定型
 - ⑥地域子育て支援コース 地域子育て支援拠点事業
- (3) 専門研修の受講については、基本研修の修了を条件とします。ただし、「利用者支援事業（基本型）」の受講に当たっては、相談及びコーディネート等の業務内容を必須とする市町村長が認めた事業や業務（例：地域子育て支援拠点事業、保育所における主任保育士業務等）に1年以上の実務経験を予め有していることも併せて条件とします。各施設から日々子どもと関わる業務に携わっていることを証する書類（様式1）の交付を受けたものをご提出ください。
※日程および開催場所等は研修カリキュラムを御覧下さい。

4. 対象者

滋賀県内で育児経験や職業経験など多様な経験を有し、地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、以下の子育て支援分野の各事業等の職務に従事することを希望する方および現に従事する方を優先します。

- (1) 家庭的保育事業（児童福祉法第6条の3第9項）の家庭的保育補助者
- (2) 小規模保育事業（児童福祉法第6条の3第10項）B型の保育士以外の保育従事者
- (3) 小規模保育事業（児童福祉法第6条の3第10項）C型の家庭的保育補助者
- (4) 事業所内保育事業（児童福祉法第6条の3第12項）（利用定員19人以下）の保育士以外の保育従事者
- (5) 利用者支援事業（子ども・子育て支援法第59条第1項）の専任職員（母子保健型に従事する方を除く。）
- (6) 地域子育て支援拠点事業（児童福祉法第6条の3第6項）の専任職員
- (7) 一時預かり事業（児童福祉法第6条の3第7項）の一般型の保育士以外の保育従事者
- (8) 一時預かり事業（児童福祉法第6条の3第7項）の幼稚園型の保育士及び幼稚園教諭以外の教育・保育従事者
- (9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（児童福祉法第6条の3第14項）の提供会員
- (10) 仕事・子育て両立支援事業（子ども・子育て支援法第59条の2第1項）のうち、企業主導型保育事業の保育士以外の保育従事者

5. 受講の方法

以下のいずれかの方法で受講できます。

- ① 基本研修のみ受講する。
- ② 専門研修のみ受講する。（基本研修修了者もしくは基本研修免除者のみ）
- ③ 基本研修および専門研修を受講する。
- ④ 昨年度未受講の科目を受講する。（昨年度一部科目修了者のみ）

※専門研修は複数コースの受講が可能です。

※基本研修および地域保育コース共通科目に関しては各2日程ありますので、申込時に選択してください。なお、基本研修を受講後に専門研修を受講していただく必要があります。

6. 申込〆切

令和2年10月20日（火） ※必着

尚、申し込み締め切り後であっても、定員に達しない場合は随時追加募集を行います。随時追加募集についてはホームページにてご案内いたします。

7. 定員

- 基本研修（A・B日程） 各70名
- 専門研修（地域保育コース）
 - 共通科目（A・B日程） 各70名
 - 地域型保育 75名
 - 一時預かり事業 30名
 - ファミリー・サポート・センター 30名
- 専門研修（地域子育て支援コース）
 - 利用者支援事業 基本型 30名
 - 利用者支援事業 特定型 10名
 - 地域子育て支援拠点事業 55名

※ 定員を超える申し込みがあった場合、こちらで選考させていただく場合がございます。なお、受講の可否については10月下旬頃に通知します。

8. 受講料

受講料は無料ですが、会場や実習施設への往復交通費及び昼食代等は自己負担となります。また、各専門研修では以下の費用がかかります。

(1) テキスト代

地域保育コース (地域型保育の基本と実践：福村出版)	2,640 円
利用者支援事業 (利用者支援事業のための実践ガイド：中央法規)	1,980 円
地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援拠点ガイドラインの手引き：中央法規)	2,200 円

※各研修テキストはご自身でご用意をお願いします。

(2) 保険料 800 円 (利用者支援事業基本型のみ)

9. 申込方法

- (1) 別紙の「受講申込書」に必要事項を記入のうえ下記の申込先まで郵送でお申し込みください。
- (2) その他、基本研修免除希望者または、地域子育て支援コース 利用者支援事業基本型で資格証や「実務経験証明書(様式1)」の提出が必要な方はその写しをA4サイズの用紙にて郵送でご提出ください。
- (3) 昨年度一部受講修了科目がある方は一部科目修了証書の写しをご提出ください。
- (4) 専門研修を受講される方で昨年度、基本研修を既に受講された方は基本研修が免除されます。その際に基本研修の全科目修了証書をご提出ください。

<申込み先>

〒550-0002

大阪市西区江戸堀 1-10-1 肥後橋第21 松屋ビル 701

公益財団法人 総合健康推進財団 保健福祉研修センター 大阪事務所

滋賀県子育て支援員研修係 あて

電話番号 06-6940-6741

FAX番号 06-6940-6742

10. 事前学習(課題提出)及び見学実習について

- (1) 講義のほかに事前学習(課題提出)があります。(利用者支援事業基本型の方のみ。) 詳細については、受講決定の際にお知らせいたします。
- (2) 講義のほかに見学実習があります。(利用者支援事業基本型のみ。)

11. 受講者の決定

受講者には「受講決定通知書」を送付します。

※申し込み者多数の場合は選考となります。ただし、5. 受講の方法の②～④に該当する方で、現在、保育所・認定こども園・子育て支援事業等に従事し、施設、事業者から申込みされた方を優先します。

※基本研修、地域保育コース共通科目のA・B日程について、各日程において定員超過が発生した場合には、他の日程への調整を行う場合があります。

1 2. 研修の修了要件等

- (1) 研修の全科目を受講することにより修了とし、修了証書を交付します。
- (2) 病気等の理由により、やむを得ず研修の一部を欠席した場合には、一部科目修了証書を交付します。ただし、その有効期限は、一部科目の研修を受講した年度から1年度以内となります。
- (3) 昨年度実施した本研修に参加し、一部修了した科目がある方については、本研修で未受講の科目・実習を修了した場合に、修了証書を交付します。
- (4) 昨年度までに基本研修の全科目修了証書の交付を受けた方が、今年度新たに、他のコース等の専門研修を受講する場合には、基本研修を再度受講することを要しません。
- (5) 修了証書は、全国の自治体において効力をもちます。

1 3. 新型コロナウイルス感染症予防に関して

- 感染拡大している国への訪問歴が14日以内にある方は参加できません。
- 発熱や咳等の風邪症状がみられる方は参加できません。
- 高齢の方や基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方は参加をご遠慮いただくようお願いします。
- 参加した研修で感染が発生した場合、保健所などの聞き取りにご協力ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、研修を中止又は延期をする場合があります。その場合、別途連絡します。

1 4. その他

- (1) 申込書類の記載内容に虚偽があった場合、たとえ資格取得後であっても資格を取り消されることがあります。
- (2) 受講申込書に記入いただいた個人情報については、本研修事業に必要な範囲で利用し、他の目的に利用することはありません。
- (3) 休講について
開講日当日の午前7時の時点で、滋賀県内に特別警報または暴風警報が発令されている場合は、終日（午前、午後ともに）休講になります。その場合の研修の取扱いについては、別途お知らせします。

1 5. 問い合わせ先（※お問い合わせいただく前に、この要項を熟読してください。）

<子育て支援員制度その他に関する事>

滋賀県健康医療福祉部 子ども・青少年局 子育て支援室子育て支援係
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
TEL (077) 528-3552 FAX (077) 528-4854 E-mail syoushika@pref.shiga.lg.jp

<研修に関する事>

公益財団法人 総合健康推進財団 保健福祉研修センター 大阪事務所
滋賀県子育て支援員研修係
〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-10-1 肥後橋第21松屋ビル701
TEL : 06-6940-6741 FAX : 06-6940-6742
HP : <http://www.zaidan-kensyu.com>